

ID: 27

担当部署: 企画課

処分の概要	分担金の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町地域情報通信基盤整備分担金徴収条例 第3条第1項		
例規番号	平成23年条例第7号		
<p>【根拠条文】 (分担金の徴収) 第3条 分担金は、ONUボックス及び告知端末の新設若しくは増設をしようとする個人又は法人(以下「利用者」という。)から徴収するものとする。</p> <p>2 徴収する分担金は、ONUボックス及び告知端末の設置並びに引込工事、宅内接続工事に要する費用(以下「設置工事費」という。)とする。</p> <p>3 分担金の額は、別表に定める額とする。</p> <p>4 受発信機器接続工事に係る経費は、利用者の負担とする。</p> <p>【基準】 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日